

# 令和元年度国家公務員テレワーク実績等の結果概要

1. 令和元年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年度と比べ、**実施者数で9,868人から、26,285人に増加（2.7倍）**。  
（職員総数は約5.5万人。うちテレワーク実施が認められているのは約5.2万人）  
**職員総数に占める実施割合は18.3%から47.4%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では19.6%から50.3%）へ増加。
2. 実施日数の人日ベースでも**42,988人日から142,046人日へ増加（3.3倍）**。
3. 地方機関では本省に比べ低い水準にあるが、前年度と比べ、**実施者数で2,792人から、10,614人に増加**。  
（職員総数は約25万人。うちテレワーク実施が認められているのは約15万人）
4. テレワーク推進に効果のあった取組として、**①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため**、テレワークの推奨や特例による申請手続き簡略化等の取組があったこと、**②東京2020大会に向けた準備としてテレワークデイズへの積極的な取組**、**③情報資産へのアクセス制限の見直しや当日申請を可能とするなど運用の見直し**、などがあった。

<参考：「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）>

8. 業務におけるデジタル技術の活用 8.2デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備 (2)テレワークの推進、Web会議環境の整備等に、以下のとおり記載。

国家公務員については、2020年度（令和2年度）までに、①必要な者が必要な時に、テレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(1)

～ 本省における実績 ～

全ての本省で、実施職員数・実施人日ともに大きく伸び、実施人数の職員数に占める割合が、厚生労働省93%、総務省71%をはじめ、10府省庁等で50%を超えた。実施人日では、前年度比99,000人日以上増加した。

府省庁等名	平成30年度 実績（本省）				令和元年度目標	令和元年度実績（本省）					未達理由 （－は令和元 年目標を達成）
	実施数		職員数	テレワーク 実施可能 職員数		実施数		職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数に 占める 割合	
	人日	人				人日	人				
内閣官房	626	109	2,563	2,563	前年度比増を目指す	2,017	268	1,245	1,245	22%	－
内閣法制局	10	5	86	86	6人日	53	20	86	86	23%	－
人事院	160	41	483	151	前年度実績を超える 人日数	1,209	265	492	492	54%	－
内閣府	1,798	91	2,185	1,781	「チーム型」のテレワーク を実施し、その結果を 踏まえながら、改善すべ き点等の検討を行い、 本格実施を推進する。	5,056	1,317	2,223	1,814	59%	－
宮内庁	1	1	915	915	10人 10人×5日＝50人日	347	110	986	986	11%	－
公正取引 委員会	377	53	673	673	60人	1,177	176	705	705	25%	－
警察庁	863	611	3,376	3,376	昨年度より実施職員 数を増加させる。	1,801	837	3,562	3,562	23%	－

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(2)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成30年度実績 (本省)				令和元年度目標	令和元年度実績 (本省)					未達理由 (-は令和元年目標を達成)
	実施数		職員数	テレワーク実施可能職員数		実施数		職員数	テレワーク実施可能職員数	職員数に占める割合	
	人日	人				人日	人				
個人情報保護委員会	45	14	128	128	本格導入した個人情報保護委員会事務局テレワーク実施要領により、テレワークの制度利用を推進し、仕事と生活の調和を図る。	351	67	133	133	50%	-
金融庁	531	73	1,644	1,644	130人	5,689	958	1,626	1,626	59%	-
消費者庁	258	45	530	530	全職員の9%以上が実施。	1,202	165	557	557	30%	-
復興庁	78	30	290	290	28人	498	132	299	299	44%	-
総務省	8,738	1,721	2,444 (注:常勤職員数のみ)	2,444	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施する(実施年度を明記していない)。	16,667	2,115	2,988	2,988	71%	-
法務省	241	116	1,260	1,260		2,360	750	1,344	1,318	56%	-
外務省	992	62	2,550	2,550	500人	4,210	1,283	2,768	2,768	46%	-
財務省	1,294	354	3,816	2,795	必要な者が必要な時に実施できる環境維持。	4,616	1,085	4,136	3,926	26%	-

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(3)

## ～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成30年度実績（本省）				令和元年度目標	令和元年度実績（本省）					未達理由 （－は令和元年目標を達成）
	実施数		職員数	テレワーク 実施可能 職員数		実施数		職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数に 占める 割合	
	人日	人				人日	人				
文部科学省	1,739	453	2,395	2,395	職員のうち10%程度の利用を目標とする。	3,252	991	2,495	2,495	40%	－
厚生労働省	9,779	1,787	3,774	3,774	6,800人日	14,696	3,644	3,926	3,926	93%	－
農林水産省	2,381	1,025	5,102	5,102	本省においては、昨年度実績人数（1,025人）の2倍程度の実施を目標とする。地方支分部局等においては、テレワークの試行を実施。	16,530	2,735	5,185	5,185	53%	－
経済産業省	9,859	2,650	7,210	6,574	利用者数の増加を図るとともに、働き方の選択肢の一つとして、テレワークの定着を更に進める。	28,850	4,598	7,339	7,284	63%	－
国土交通省	1,110	325	7,632	7,632	①テレワークの利用促進を図るため、本省において「テレワーク普及促進キャンペーン」（5/7～7/19）を実施。 ②2月末から当面の間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワーク実施目標（本省等1日600人）を定めた。	23,031	3,561	7,848	6,417	45%	－

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(4)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成30年度 実績（本省）				令和元年度目標	令和元年度実績（本省）					未達理由 （－は令和元 年目標を達 成）
	実施数		職員数	テレワ ーク実施可 能職員数		実施数		職員数	テレワ ーク 実施可能 職員数	職員数 に占める 割合	
	人日	人				人日	人				
環境省	376	48	1,310	1,310	100人	3,193	692	1,271	1,271	54%	－
原子力規制 委員会	647	73	988	※	80人	1,715	156	1,073	※	15%	－
防衛省	1,085	181	2,484	2,484	各機関における利 用の開始。	3,526	360	3,128	3,128	12%	－
合計	42,988	9,868	53,838	50,457		142,046	26,285	55,415	52,211		
割合	職員総数に占める割合：18.3% (9,868÷53,838×100) 実施可能職員数に占める割合：19.6% (9,868÷50,457×100)					職員総数に占める割合：47.4% (26,285÷55,415×100) 実施可能職員数に占める割合：50.3% (26,285÷52,211×100)					

※ 勤続年数や人事評価に連動するため不定。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(5)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	テレワーク・デイズ2019 令和元年7月22日～9月6日	テレワーク月間 令和元年11月
内閣官房	793	93
内閣法制局	10	2
人事院	492	45
内閣府	2,209	90
宮内庁	175	4
公正取引委員会	197	68
警察庁	762	99
個人情報保護委員会	18	2
金融庁	370	94
消費者庁	169	73
復興庁	236	11
総務省	5,492	1,267
法務省	413	164
外務省	197	90
財務省	1,419	116
文部科学省	1,047	93
厚生労働省	3,418	626
農林水産省	5,044	399
経済産業省	4,623	992
国土交通省	5,835	853
環境省	968	72
原子力規制委員会	222	90
防衛省	764	221
合計(人日)	34,873	5,564

注：平成30年度まで「人」で集計していたが、令和元年度は「人日」で集計した。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(6)

## ～ 地方機関における実績 ～

本省に比べ低い水準にあるものの、ほぼ全ての府省庁で、実施職員数・実施人日ともに大きく増加。特に農林水産省は、実施人数が162倍、実施人日が207倍に増加。

府省庁等名	平成30年度 実績（地方機関(注1)）				令和元年度 実績（地方機関(注1)）				(参考)実施規定上における地方機関でのテレワーク可否
	実施数		職員数	テレワーク実施可能職員数	実施数		職員数	テレワーク実施可能職員数	
	人日	人			人日	人			
人事院	22	12	203	12	238	58	206	206	○
内閣府	38	20	1,302	896	51	13	1,321	909	○
宮内庁	0	0	172	172	39	7	174	174	○
公正取引委員会	11	1	261	261	39	21	255	255	○
警察庁	1	1	3,981	3,981	72	59	4,618	4,618	○
復興庁	11	4	305	305	89	39	297	297	○
総務省	3,663	697	1,923	1,923	6,423	1,030	2,330	2,330	○
法務省	205	176	52,145	52,145	6,547	1,313	52,795	24,127	○
外務省	-	-	-	-	9,568	2,149	3,520	3,520	○
財務省	2,980	170	75,466	57,623	4,202	616	77,002	58,468	○
文部科学省	424	12	299	299	579	71	307	307	○
厚生労働省	340	13	27,884	1,387	762	66	27,973	3,031	○(一部)
農林水産省	38	19	15,935	19	7,848	3,069	15,578	15,578	○
経済産業省	2,661	1,652	2,700	1,950	6,654	1,695	2,807	1,945	○
国土交通省	8	2	50,828	159	882	373	50,645	34,345	○(一部)
環境省	28	4	1,449	1,449	217	28	1,574	1,574	○
原子力規制委員会	42	6	40	(注2)	0	0	207	(注2)	×
防衛省	31	3	668	668	30	7	3,588	873	○(一部)
合計	10,503	2,792	235,561	123,249	44,240	10,614	245,197	152,557	
割合	職員総数に占める割合 1.2% (2,792÷235,561×100) 実施可能職員数に占める割合：2.3% (2,792÷123,249×100)				職員総数に占める割合 : 4.3% (10,614÷245,197×100) 実施可能職員数に占める割合 : 7.0% (10,614÷152,557×100)				

注1：「地方機関」は、地方支分部局、施設等機関を指す。外務省の令和元年度の値には在外公館の職員の実績を含む。

注2：勤続年数や人事評価に連動するため不定。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(7)

テレワークの実施場所については、自宅に限定する府省庁等も多く、ほぼ自宅で実施されているが、地方支分部局を活用する事案も確認できた。

場所	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	
自宅	1,843	51	1,209	5,038	347	1,177	1,615	351	5,689	1,202	498	16,657	2,358	3,934	4,528	991	3,580	16,399	28,134	○	3,160	1,715	3,043	
自宅以外	5	2	-	18	-	-	186	-	-	-	-	10	2	203	83	-	64	191	716	○	33	-	14	
(参考) 自宅以外での実施実績有無																								
地方支分部局	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
民間共同利用型オフィス	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
実家(本人や配偶者の実家、親戚等の家も含む)	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○
その他※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-

※施設等機関や所管独立行政法人の会議室をサテライトオフィスとして活用する場合、病院(足の骨折による入院)など

注1: 表中の数値は本省における実績値である。

注2: 表中の「-」部分は、規程上対象とならないところ、規程上は可能だが実績が確認されなかったところである。

注3: 本回答は、原則「人日」での回答を求めているが、「人」で回答している府省庁もあるため、合計値を算出していない。



# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(8)

## ～ 時間 ～

テレワークの実施時間については、1日単位で取得したケースが多い。一方、時間単位(半日含)の活用が1日単位より多い府省庁もある。

時間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省
1日	1,457	30	-	3,182	105	1,046	1,030	314	866	564	358	2,115	1,892	3,767	1,995	2,842	-	13,865	-	-	2,026	-	883
時間単位 (半日含)	560	23	-	1,874	242	131	771	37	92	638	140	-	468	424	2,621	410	-	2,665	-	-	1,167	-	2,189

注1： 表中の数値は本省における実績値である。

注2： 表中の「-」部分はデータの回答がなかった部分である。

注3： 本回答は、原則「人日」での回答を求めているが、「人」で回答している府省庁もあるため、合計値を算出していない。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(9)

## ～ 実施頻度 ～

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集中的に実施した職員が多いと考えられるが、本調査においては年度を通じて平均化されていることから、2月、3月においては高い頻度で実施した職員はさらに多いと考えられる。

実施頻度	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個情委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計(人)	割合
週複数回	34	0	-	52	0	1	-	0	1	1	0	-	2	410	14	4	-	26	10	35	1	36	6	633	3%
週1回	19	0	2	35	0	3	-	0	7	0	0	-	29	409	2	9	-	84	34	41	1	30	13	718	3%
月複数回	23	0	8	844	0	7	-	67	20	29	8	-	20	200	19	0	-	153	1,032	237	38	63	39	2,807	13%
月1回	2	0	3	103	0	24	-	0	0	5	3	-	19	320	43	0	-	514	1,690	251	24	1	45	3,047	14%
年複数回	344	11	159	55	54	83	-	0	691	83	62	2,115	355	67	706	502	-	1,252	1,714	2,274	440	9	169	11,145	50%
年1回	42	9	93	228	56	58	-	0	239	47	59	-	325	71	303	476	-	706	18	723	188	17	88	3,746	17%

注1： 表中の数値は本省における実績値である。「人」での回答を求めている。

注2： 表中の「-」部分はデータの回答がなかった項目である。回答があったデータの中での割合を算出している。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(10)

## ～ テレワークを実施した職員の主な業務内容① ～

テレワークで実施された業務は、資料作成業務が最も多く該当した。総括業務や会計業務など、関係者との調整が不可欠な業務もテレワークで実施されている（次ページ参照）。

業務内容	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚生省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計(人)	割合
1.国会に係る業務	44	0	-	24	0	3	-	0	4	0	4	-	0	135	3	21	-	39	-	611	13	0	272	1,173	2%
2.予算・税制業務	8	0	-	48	0	2	-	20	16	39	19	-	96	129	130	439	-	1,115	-	3,929	127	1	97	6,215	8%
3.法令制定業務	18	6	-	18	0	5	-	36	8	16	9	-	1	48	8	49	-	144	-	2,045	65	1	36	2,513	3%
4.調査・統計業務	170	0	-	24	0	158	-	0	59	36	3	-	19	305	40	335	-	1,933	-	7,090	10	9	219	10,410	14%
5.1～4以外の資料作成業務	355	33	-	3,016	0	890	-	139	898	545	53	-	1,422	1,303	821	1,062	-	8,725	-	2,533	1,559	26	819	24,199	33%
6.1～4以外の調整業務	392	0	-	1,350	0	265	-	61	92	134	8	-	301	1,007	40	159	-	1,140	-	2,178	348	12	1,133	8,620	12%
7.庶務業務	69	0	-	348	80	50	-	20	87	52	3	-	130	177	22	232	-	754	-	4,162	980	3	123	7,292	10%
8.広報業務	16	0	-	86	14	0	-	21	4	32	1	-	0	310	0	0	-	226	-	843	0	0	199	1,752	2%
9.管理職業務	85	1	-	142	70	68	-	0	50	204	24	-	115	233	14	70	-	46	-	2,859	133	0	96	4,210	6%
10.その他	282	13	1,209	0	184	0	-	54	450	144	8	-	276	578	160	241	-	2,408	-	1,067	0	16	191	7,281	10%

注1： 表中の数値は本省における実績値である。「人日」での回答を求めている。

注2： 表中の「-」部分は回答がなかった項目である。調査困難との回答もあった。

注3： テレワークの実施に当たっては、1回のテレワークで複数の業務を行っており、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(11)

## ～ テレワークを実施した職員の主な業務内容②～

テレワークで実施した業務として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

- メール問い合わせ対応
- 総括業務
- 会計業務
- HP改修業務
- 関係機関連絡関連
- 機能性表示食品届け出の確認
- 国際会議関係業務
- 訴訟台頭等
- 文書管理システム体系整備
- 人事・給与関係事務
- 幹部職事務
- e-ラーニングの実施
- 情報収集, 在外赴任前研修等
- オンライン講義受講
- 経済学の学習
- 職員研修におけるスクーリング講義の受講
- 自己の担当職務全般
- 決裁業務
- 書類審査
- Webページ作成
- 事故・災害対応
- 審査関係業務
- 研究関係業務
- eラーニング受講
- 検査関係業務
- 翻訳業務
- 業務資料作成等

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (1)

地方部門の94%でテレワークの実施規程が整備されている。本省では、時間単位でのテレワークの実施について、ほとんどの府省庁で可能となっている。

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (- : 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無	
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等				
内閣官房	否 規程上、原則1週間前までに申請する必要がある	-										○ 常勤職員及び非常勤職員を対象とし、以下のいずれにも該当かつ、マネージャーの承認を受けた職員に限る (1) 当該職員のテレワークによる課室内外等のコミュニケーションの低下などにより、課室のパフォーマンスに影響が生じることがないと考えられること (2) これまでの勤務実績を踏まえて、在宅勤務であっても庁内勤務と同程度の成果を出すと見込まれること (3) その他、健康面など特段の支障がないと認められること	有	可	無
内閣法制局	否 セキュリティ面及び端末の運用面等に対応できない	-	要件なし									有	可	無	
人事院	可	○	要件なし									有	可	有 原則として週3日以内 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組を踏まえ、暫定的に制限を解除中。	

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (2)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (- : 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無	
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等				
内閣府	可	○	要件なし									有	可	無	
宮内庁	否 持帰り端末数に制限がある	○			○								有	△ (規定上不可だが例外的に可能)	無 有 原則、週1回以上
公正取引委員会	否 申請に対する上司の承認等 手続に一定の時間を要する。 ただし、育児や介護の状況に応じて当日の申請を認めることとしている	○								○		○	有	可	無
警察庁	可	○	要件なし									有	可	無	
個人情報保護委員会	否 当日に申請になると勤務時間の管理できなくなるため	-	要件なし									有	否	無 有 最大、週4日間まで。1週間のうち最低1日は事務局執務室（ベースオフィス）で勤務	
金融庁	可 育児・介護・BCP対応、国会対応等の条件あり	-	要件なし									有	可	無	
消費者庁	可 (徳島オフィス)	-	要件なし									有	可	無	

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (3)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (-: 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無		
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等					
復興庁	否 テレワーク申出書の 決裁のため	○				○					○			有	可	無
総務省	可	○								○				有	可	無
法務省	否 試行段階のため	○	要件なし									有	可	有 週4日を限度とする		
外務省	可 原則3日前	○			○									有	可	有 原則週3日まで
財務省	可 育児・介護、災害・ 交通機関の事故の 場合のみ	○					○	○						有	可	有 原則月15日以内(終日テレワーク)
文部科学省	可 子どもの体調不良等があった場合は当日の申請も可としている。	○	要件なし									有	可	有 週2日以上でのテレワークを実施する際には理由書の提出を求めている。		
厚生労働省	可	○(一部)											○	有	可	無
農林水産省	可	○	要件なし									有	可	無		

非常勤職員については、障害・疾病・怪我等により通勤負担等を軽減することが望ましい旨、所属長が承認した場合にテレワークを認める。  
※新型コロナウイルス感染症の流行に伴う出勤回避のためのテレワークの実施については、非常勤職員に承認している。

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (4)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (- : 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無	
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の雇用形態	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等				
経済産業省	可	○			○				○				有	可	有 原則：週3回まで 例外：秘書課長からの個別に承認された者については、期限を設けて、週5での実施が可能
国土交通省	可	○(一部)		○	○	○			○	○	障害を有するなど特別の理由があると認める場合は勤務経験、役職・職種に係わらず対象者とすることができる	無	可	無	
環境省	可	○	要件なし									有	可	有 最大週4日と半日まで	
原子力規制委員会	否 前日までに申請	×	○	○					○			有	可	有 週一回(人事課長が認める場合を除く)	
防衛省	可	○(一部)	要件なし									有	可	有 全日テレワークを行う日数は、原則として月10日を限度とする。ただし、病気や怪我等の特段の事情により通勤が困難な場合は、この限りではない。	
実施府省庁数	15	17	1	2	4	2	1	5	2	4	何らかの要件がある府省庁数 11	22	22	11	



## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)(1)

警察庁、金融庁は、令和元年度のシステム更改により、テレワークのシステム面での環境が大きく向上した。

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状				②テレワーク機能の現状										
	席上端末持ち帰り可否 A:シンククライアント, B:ファットクライアント	私用端末可否 A:USB認証, B:USB認証以外	貸出端末有無 A:シンククライアントPC, B:ファットクライアントPC, C:タブレット	省内メールの送受信の可否	共有サーバーへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュールの有無	テレワーク実施のWeb会議可否				Wi-Fi等通信機器の貸出の有無	公費負担による電話		チャット等の可否
								Web会議	ヘッドセット有無	スピーカーフォン有無	ウェブカメラ(端末内蔵含む)有無		可否	(可の場合)電話の形態	
内閣官房	A	否	無	可	可	可	有	可	無	無	有	無	否		可
内閣法制局	否	否	B	可	可	否	有	否	-	-	-	有	否		否
人事院	A	否	A	可	可	可	有	可	無	無	有	無	否		可
内閣府	A	否	無	可	可	可	有	可	有	有	有	無	否		可
宮内庁	否	否	A	可	可	否	有	否	-	-	-	無	可	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	否
公正取引委員会	否	B	無	可	否	可	有	可	無	無	無	無	可	携帯電話の貸出	可
警察庁	否	否	A	可(外部用の省内メールのみ)	可(外部用端末の共有フォルダのみ)	否	無	可	有	無	有	無	可	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	否
個人情報保護委員会	A	否	無	可	可	可	有	可	無	無	有	無	否		可
金融庁	B	B	無	可	可	可	有	可	有	無	有	無	可	携帯電話の貸出	可
消費者庁	A	否	無	可	可	可	有	可	有 全職員に配布	無	有	有	否		可
復興庁	A	否	無	可	可	可	有	可	無	無	有	有	否		可
総務省	B	A	無	可	可	可	有	可	有	有	有	無	可	携帯電話の貸出、私用携帯電話等へのアプリケーション導入	可

注：黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)(2)

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状											
	席上端末持ち帰り可否 A:シンクライアント, B:ファットクライアント	私用端末可否 A:USB認証, B:USB認証以外	貸出端末有無 A:シンクライアントPC, B:ファットクライアントPC, C:タブレット	省内メールの送受信の可否	共有サーバへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュールの有無	テレワーク実施者のWeb会議可否				Wi-Fi等通信機器の貸出の有無	公費負担による電話		チャット等の可否
								Web会議	ヘッドセット有無	スピーカーフォン有無	ウェブカメラ(端末内蔵含む)有無		可否	(可の場合)電話の形態	
法務省	否	A	B	可	可	否	有	否	-	-	-	無	否		否
外務省	否	B	B	可	可	可	有	可	無	無	無	無	可	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	可
財務省	否	B	B	可	可	可	有	可	無	無	有	無	可	携帯電話の貸出	可
文部科学省	A	否	無	可	可	可	有	可	有	無	有	無	可	職員個人の携帯電話へ紐づけた公費負担による電話番号の付与	可
厚生労働省	A	B	B	可	可	可	有	可	-	有	有	有	否		可
農林水産省	A	A	B, C	可	可	可	有	可	無	無	有	無	可	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	可
経済産業省	B	否	無	可	可	可	有	可	有	有	有	有	可	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	可
国土交通省	B	A	A	可	可	否	有	可	無	無	無	無	否		否
環境省	A	否	A	可	可	可	有	可	無	無	-	無	否		否
原子力規制委員会	否	否	B	可	可	可	有	可	有	無	有	無	可	携帯電話の貸出	可
防衛省	否	否	B	可	可	可	有	可	有	有	有	有	可	携帯電話の貸出	可
実施府省庁数	14	9	13	23	22	18	22	20	9	5	16	6	12		17

注：黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。

### 3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(1) (効果を認識した事項)

府省庁等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	原子力規制委	防衛省	合計	
育児での就業継続	-	○	○	-		○	○	○	○	○		○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
介護での就業継続	-	○		-		○	○		○	○		○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
災害、悪天候等による 通勤困難への対応	-			-			○		○		○	○	-		○	○	○			○	○		○	○	10
感染症拡大防止対応	-	○	○	-		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
障がい、病気、怪我等による 通勤困難への対応	-			-		○	○		○	○	○	○	-	○	○		○	○		○	○	○	○	○	14
チームとしての 業務効率向上	-			-				○	○	○		○	-		○		○	○			○	○	○	○	10
テレワーク勤務への 理解醸成	-	○	○	-		○	○		○	○			-	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	15
その他 (自由記入)	-	○		-	○	○			○	○			-	○	○		○			○	○	○	○	○	12

<その他の内容は以下のとおり>

- 通勤の負担の軽減等により、育児を行う職員にとって、WLBを図る上で有効なツールとなっている。
- 若手を中心とした女性職員の増加、また、過去の定員増加の結果、育児、介護により勤務時間に制約がある職員が増加しているところ、テレワーク勤務を行うことにより、公務の持続可能性の向上に役立った。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応（出勤数の削減、子の休校への対応）として、テレワークを行うことにより、公務持続可能性の向上に役立った。
- 通勤時間の有効活用、通勤疲労の緩和、通勤時間軽減、TDM試行の一環、労働環境（室温、騒音）改善、ワークライフバランス実現

〔注1：表中の「-」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。〕

# 3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(2)

## (テレワーク推進に効果のあった取組)

### <制度見直し>

- 新型コロナ感染拡大防止のための取組の周知、及び、期間を設けての特例による申請手続き簡略化を実施した。
- 職員から寄せられた意見等を基に実施要領を改正した。(災害・交通機関の事故等の場合にも当日申請が可能とする、対象職員の拡大(非常勤職員も対象とした))
- テレワークの申請手続きをメールでも可とするなど、簡素化を図った。

### <ITシステム面の整備>

- リモートアクセスの導入、テレワーク利用(リモートアクセス)に供給できる情報資産の拡大を行った。
- テレワークシステム(USB利用形式)操作講習会を実施している。
- ホテル用Wi-Fiルーターの追加調達により機器を増加した。
- テレワーク専用端末がなかった地方支分部局等においても出張用端末を活用して運用を開始した。

### <普及啓発>

- 新型コロナウイルス感染症対策として積極的なテレワーク実施を呼びかけた。
- コロナウイルス拡大防止対策としての学校等の休校措置の影響を受ける子を持つ職員に対し、テレワークの活用を積極的に呼び掛けた。
- テレワーク・デイズ2019の実施、TDMの試行において、期間中のテレワークの活用を周知し、積極的利用を促した結果、利用者が増え、当該期間後も引き続き実施する者が増えた。
- テレワーク・デイズ2019の実施期間に、各局へ数値目標を割り振るなど集中的にテレワークを実施した結果、職員のテレワークに関する意識醸成が図れた。
- 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づきテレワークを推進し、それを全職員に周知している。
- 幹部職員からテレワークの普及啓発を内容とするメッセージを発信するとともに、人事課から文書を発出し丁寧に制度の説明等を行った。
- 幹部職員が積極的にテレワークを実施することにより、テレワークしやすい環境を構築した。
- 省内ポータルに、幹部職員へのインタビューや経験者による「体験レポート」、PR資料を掲載
- テレワーク月間(11月)に、テレワークを活用している職員を講師に迎えてテレワーク徹底活用セミナーを開催し、実体験の紹介や活用希望者からの相談対応を実施した。
- 地方支分部局等に対し、テレワークという働き方を身近に感じられるよう、テレワークの推進を依頼するとともに、実施マニュアルの雛型やテレワーク用端末を整備する際の要件等を共有した。



## 4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題

ルール・制度面	ITシステム面
<p>【勤怠管理、実施手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•実績が増えたことにより、テレワーク職員の勤怠管理、マネジメント管理、コミュニケーションの取り方等が課題</li> <li>•テレワーク実施及び終了に係る報告手続きの簡素化</li> <li>•地方機関における手続きの簡素化・実施条件の緩和、実施可能職員の拡大</li> <li>•テレワーク実施日の変更や取消の手続きの合理化</li> </ul> <p>【実施環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•テレワークを必要とする職員が必要な時に活用できるためのルールの制定（私用端末の利用など）</li> <li>•サテライトオフィス等の自宅（ホームオフィス）以外でのテレワーク実施</li> <li>•業務専用システムや共有アドレスのメールなど、テレワーク環境では利用できないものがある</li> <li>•テレワークをより実施しやすくするために日頃から文書の電子化や共有フォルダの整理が必要であり、そうした日常の取組についての周知</li> </ul>	<p>【通信環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•端末の同時アクセス数に制限がある</li> <li>•貸出用のWi-Fi等通信機器がない</li> <li>•地方支分部局等ではリモートアクセスの割当数が少ない</li> <li>•電話料などの職員個人の費用負担</li> </ul> <p>【機器・ツール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•民間企業や他省庁との間で職員用端末を利用してWeb会議を実施できる環境の整備</li> <li>•貸出端末の、貸出前の設定、返却後の設定解除などに時間を要する</li> <li>•席上端末が重く持ち運びが困難、操作性や動作の速度等について改善が必要</li> <li>•ノートPCの画面で細かな文言をチェックするのが困難</li> <li>•地方支分部局等では、テレワーク用端末が少ない</li> <li>•テレワーク実施者の在席確認・勤怠管理機能がない、チャット機能・通話機能がないこと</li> </ul>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>•国会对応等の必要な体制を確保する必要がある</li> <li>•職務における外部機器や通信手段の利用等（私用の携帯端末の利用等）についてセキュリティ上の厳格な対応を求められている</li> <li>•一定回数以上テレワーク勤務をした場合の通勤手当の精算手続きについて、庶務担当者の事務負担が大きい</li> </ul>	

# 推進計画のフォローアップ結果

# 1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的								
	育児での就業継続	介護での就業継続	災害・悪天候、感染症拡大等による通勤困難への対応（訓練含）	職員の障がい、病気・怪我等による通勤困難への対応	チームとしての業務効率向上	テレワーク勤務への理解醸成	その他	目的は定めていない	自由記入欄
内閣官房	○	○	○	○	○				
内閣法制局							○		柔軟な働き方を可能とするため
人事院	○	○	○	○	○		○		働き方改革の推進
内閣府	○	○	○	○		○			
宮内庁	○	○	○	○		○			ワークライフバランスの推進
公正取引委員会	○	○	○	○	○				
警察庁							○		業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、「必要な者が必要な時に」テレワークを利用することができる環境を整備する
個人情報保護委員会	○	○	○	○	○	○			
金融庁							○		業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、職員がライフスタイルに合わせて選択できるようにする。
消費者庁	○	○	○	○	○	○			
復興庁	○		○	○					
総務省	○	○	○	○	○				テレワークの利用登録にあたっては、理由については「育児・介護」のほか、「その他（詳細まで聞いていない。以下同じ）」の目的別で確認しており、「その他」については左記目的の各項目についても該当し得るもの。
法務省							○		テレワークの本格的な導入に向けてテレワーク実施上の問題点等の把握及び対応等の検討に資することを目的とする。



# 1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的								
	育児での就業継続	介護での就業継続	災害・悪天候、感染症拡大等による通勤困難への対応（訓練含）	職員の障がい、病気・怪我等による通勤困難への対応	チームとしての業務効率向上	テレワーク勤務への理解醸成	その他	目的は定めていない	自由記入欄
外務省	○	○	○	○		○	○		業務の生産性の向上
財務省	○	○	○	○		○			
文部科学省	○	○	○	○	○	○			
厚生労働省							○		育児、介護、家事などを行いつつ自宅などで仕事をするテレワークは、職員の通勤負担の軽減等を通じて、時間の有効利用等による業務の生産性の向上や仕事と家庭生活の調和を実現する上で有効な働き方の一つである。
農林水産省							○		在宅勤務に従事することにより、通勤による負担が軽減され、公務能率の向上が期待されることに加え、特に、妊娠、育児、介護、ケガ及び障害等の事情を抱える職員にとって、テレワークは仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現する上で有効な働き方の一つであることから、職員のテレワークを推進する。
経済産業省								○	
国土交通省								○	
環境省	○	○	○	○			○		ワークライフバランスの推進
原子力規制委員会	○	○	○	○	○	○			
防衛省	○	○	○	○	○	○			
合計	15	14	15	15	9	9	9	2	

## 2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	2020年度	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
内閣官房	前年度比増を目指す	-
内閣法制局	12人日	小規模な組織であること及び過去の実績を踏まえた目標としたもの。
人事院	前年度実績を超える人日数	テレワークの一層の活用推進のため
内閣府	「チーム型」の業務にテレワークが十分に活用される状況を目指す	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」のステップ3をさらに推進
宮内庁	180人	前年度（平成30年度）の全省庁平均値（18.3%）を目標としたもの
公正取引委員会	対前年度比増	テレワークを勤務形態の1つとして定着させ、実施者数を着実に増加させるため
警察庁	前年度より実施職員数を増加させる	着実にテレワークを普及させるため
個人情報保護委員会	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする	-
金融庁	160人	全職員数約1,600人のうち1割の利用を目標とする
消費者庁	全職員の10%以上が実施	世界最先端IT国家創造宣言改訂版（2014年6月閣議決定）の目標値(2020年までに10%以上)達成のため
復興庁	35人	常勤職員の10%以上が実施することを見込んでいる
総務省	国会業務や窓口業務などテレワークが困難な業務を担当する職員以外においては、2020年までに週1回の利用を目指す	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにするため

## 2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	2020年度	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
法務省		試行段階であるため
外務省	—	必要な者が必要な時に実施できる環境維持
財務省	—	必要な者が必要な時に実施できる環境維持
文部科学省	職員のうち10%以上の利用を目標とする。	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に記載されている、『少なくとも、政府全体として、国全体の雇用型在宅型テレワーカー比率に係る目標（2020年に10%以上）と比較して遜色のないレベルに達することを目指す』という趣旨を踏まえてテレワークの推進に取り組む。
厚生労働省	—	テレワーク定着のため各種取組を積極的に実施していくが、例年実施実績が伸びてきているところ、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワーク実施者が増大していることから直近の実績等も踏まえ、今後検討。
農林水産省	地方支分部局等を含めた農林水産省全体でテレワーク利用者数の増加を目標とする。	テレワークに対する理解を深め、勤務形態の一つとして定着させるため
経済産業省	前年度の利用状況など踏まえ、政府全体の国家公務員テレワーク目標の具現化に向けて、目標を設定する。	進捗に応じた適切な目標設定が必要であるため
国土交通省	—	—
環境省	2020年度各種取組によって設定予定	—
原子力規制委員会	100人	令和2年度本省定員を基準とし、その10%程度の人数
防衛省	本省で勤務する職員のうち10%以上の職員のテレワーク実施を目標とする。地方支分部局等においては、令和2年度より本格的にテレワークの活用を開始する。	本省で勤務する職員のうち、危機管理や不測の事態への対応や各種調整等を行う職員が、平常時からテレワークに慣れておくことで有事に備えるとともに、当該職員が率先してテレワークを実施することで、テレワークを勤務形態の一つとして定着させるため。

### 3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

(2) 制度面の推進計画

②申請期日の短縮化への取組

※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。	
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定				※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。
				ある	検討中	ない		
内閣官房		<input type="radio"/>	原則、テレワーク開始1週間前			<input type="radio"/>	対象職員を内閣官房の全職員としていることから事前の確認に相当時日を要するため。	
内閣法制局		<input type="radio"/>	1日前			<input type="radio"/>	セキュリティ面のほか、テレワーク用端末の運用面等について、当日申請を可能とするための検討を行う。	
人事院	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2日前（国会対応など所属長が特に必要であると認める場合は当日も可）			<input type="radio"/>	特例を設けていることもあり、支障は生じていないため	
内閣府	<input type="radio"/>			-	-	-		
宮内庁		<input type="radio"/>	1日前			<input type="radio"/>	自宅私用端末によるテレワーク利用（リモートアクセス）を検討	
公正取引委員会	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1日前 ただし、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。			<input type="radio"/>	申請は原則1日前であるが、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。今後、申請期日の短縮が可能であるかについて引き続き検討することを予定。	
警察庁	<input type="radio"/>			-	-	-		
個人情報保護委員会		<input type="radio"/>	1日前			<input type="radio"/>		
金融庁	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1日前 ただし、育児もしくは介護に携わっている職員、BCP対応や国会対応業務等を担当する職員、台風等による交通機関の影響により通勤困難な職員、家族の急病等、急遽、付き添いが必要となり、その後、勤務できる状況になった場合等は当日申請可			<input type="radio"/>		

### 3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

#### (2) 制度面の推進計画

##### ②申請期日の短縮化への取組

※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画							
	②申請期日の短縮化への取組							
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。	※前々項で「ない」を選択した場合のみ 短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。
ある				検討中	ない			
消費者庁		○	1 日前 ※消費者行政新未来創造 オフィス（徳島）では、当日 貸し出しを実施。			○		H30年12月のLAN更改を踏まえ、申請 期日の短縮（3日前→1日前）を行い利 便性の向上を図ったところであるため
復興庁		○	前日		○		今後、テレワーク・デイズやオリンピック・パラリンピックといったイベントを 契機として、手続き面の見直しを検討中。	
総務省	○	○	当日申請：育児・介護職 員で当日、急遽、育児等を 要することとなり、その後、当 該育児等が終了し勤務でき る状態になった場合、災害 対応若しくは国会等の答弁 対応が必要な職員であって 緊急を要する場合及び出張 時の場合等において業務を 行う場合等） 事前申請：1 日前（上記 に該当する職員以外）			○		原則、事前承認制のため
法務省		○	1 日前			○		公務運営への支障の有無等を判断するため には事前申請が必要と考えられるため
外務省		○	3 日前(原則)			○		原則は維持しつつ、運用上必要であれば 前日や当日の申請も認めているため
財務省	○		当日申請は、育児介護 職員、災害・交通機関の 事故等の場合	-	-	-	原則：1 日前 災害時、感染防止対応、育児介護職員：当日 令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、1 日前、当日申請も可とする等弾力的に運用しているが、弾力的運用 終了後は、上記条件のとおり1 日前、当日申請も可とするよう制度 改正を予定している。	在宅型：通勤手当の再計算の必要性など 確認する10日前までに登録、僅少のトーク ンの効率運用のためには、少なくとも2日前ま では個別利用の連絡が必要。 サテライトオフィス型：サテライトオフィスの利 用のみであることから、本務地で管理職員に 申請し業務調整を行う必要があること、また、 データ移送等の準備が必要であることから、 当日可としていない。

### 3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						
	②申請期日の短縮化への取組						
	※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入						
当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入（自由記入）。	※前々項で「ない」を選択した場合のみ 短縮する予定がない理由を記入（自由記入）。
			ある	検討中	ない		
文部科学省	○			-	-	-	
厚生労働省	○		退庁後に国会答弁作成作業が必要となるなど、臨時又は緊急の必要がある場合、各部局から事前に所属職員に対しトークンを配付の上、テレワーク勤務開始前に、管理者からテレワーク勤務を命じる。	-	-	-	
農林水産省	○			-	-	-	
経済産業省	○			-	-	-	
国土交通省	○			-	-	-	
環境省		○	1日前		○		例外以外でも当日申請でも取得できるよう検討中
原子力規制委員会		○	1日前 実施前日までにGIMAの電子決裁により所属長決裁まで済ませる。			○	前日までに所属長に許可を得ることが妥当であるとするため
防衛省	○			-	-	-	
合計	13	14		0	5	9	
割合	57%	61%		0% ※	36% ※	64% ※	

※事前申請が必要な府省庁(14)に占める割合

## 4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

「掲示板・メールによる情報発信」、「テレワーク実施要項・マニュアル等の配布」による取組を予定している府省庁が多い。

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画					
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入 補足事項
内閣官房	○		○			
内閣法制局	○			○		
人事院	○		○	○		
内閣府	○		○			
宮内庁	○		○	○		職員の声を踏まえた利用環境の改善
公正取引委員会	○	○	○			
警察庁	○	○	○			
個人情報保護委員会	○			○		
金融庁	○	○	○	○		
消費者庁	○		○		○	消費者行政新未来創造オフィスにおける積極的な実施
復興庁	○		○	○		
総務省	○		○	○	○	総務省テレワーク・デイズの設定、省内ポータルに幹部職員へのインタビューや、活用事例等を掲載
法務省	○		○	○		テレワークデイズ・新型コロナ対策についてメールにて通知等を発出

## 4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画					
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入
外務省	○		○	○		
財務省	○	○	○	○	○	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための出勤回避の際、当日申請が可能なこと、月の実施上限日数（原則15日）を超えても問題ないことを周知（本省）、全職員が一度はテレワークを体験する企画（財務局）、テレワークの実施強化月間を設定（財務局） 本省：平成30年度に実施したテレワークチャレンジ月間の際に集まった意見をもとに規程を改正済み。 財務局：テレワーク推進に向けた実施規程の見直し・検討
文部科学省	○		○	○		
厚生労働省	○	○	○	○	○	厚生労働省テレワーク推進月間の設定やテレワーク・デイズにおけるテレワーク勤務の推進
農林水産省	○	○	○	○		
経済産業省	○	○	○			活用事例集などシーン別の推奨利用方法を発信していくことを検討中。
国土交通省	○		○			
環境省	○				○	率先した幹部職員のテレワークの実施
原子力規制委員会	○		○	○		平成30年6月より毎月テレワーク研修を開催、推進月間中は毎週開催、テレワーク実施要項・マニュアル等をイントラ掲載、研修で配布、幹部職員等によるワークライフバランスのメッセージ内でテレワークについて触れている
防衛省	○	○	○	○		
合計	23	8	20	15	5	



# 5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入	席上端末持ち帰り	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)等	貸出用端末(タブレット含)	省内メールの送受信	共有フォルダへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	テレワーク実施者向けWeb会議	チャットツール
内閣官房	2023年1月次期更改を予定。 2019年1月より業務端末の持ち帰りが可能となっている。	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
内閣法制局	内閣法制局LANシステムについて、2021年1月に更改を予定。	○	△	×	-	-	○	-	○	○
人事院	2022年10月 ※政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定なし	-	× ※1	-	-	-	-	-	-	-
内閣府	2023年1月を予定 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定なし	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
宮内庁	2022年度にLAN端末、2023年度にテレワーク機能の母体となるグループウェアシステムの更新を予定している。この更新においてテレワーク環境の拡充を計画している。 現時点で、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定なし。	△	△	△ ※2	-	-	△	-	△	△
公正取引委員会	2019年度から政府共通プラットフォームのリモート接続サービス（RVPN）の利用を開始し2020年度末のRVPNサービス提供終了まで利用する予定。その後のリモートアクセス環境については、現在検討中。	×	-	○	-	×	-	-	-	-
警察庁	2020年1月、システム更新済み 更に2021年3月に端末増強予定	○	△	-	-	-	×	×	-	×

※1 席上端末持ち帰り可能

※2 現在当該機能を導入済みであるが、今後の整備、拡充予定においては検討中の項目

# 5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改スケジュール ※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済					
		席上端末持ち帰り	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)等	貸出用端末(タブレット含)	省内メールの送受信	共有フォルダへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	テレワーク実施者向けWeb会議	チャットツール
個人情報保護委員会	次期更改は2023年1月を予定。	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
金融庁	2020年1月更改 2015年7月より総務省が提供する政府共通プラットフォーム外部接続環境提供サービスを利用している。	-	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
消費者庁	2018年度にLANの更改を実施。	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
復興庁	2023年1月次期更改を予定。	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
総務省	2021年度にLAN更改を予定。政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定無し	-	-	× ※1	-	-	-	-	-	-
法務省	2017年4月に政府共通プラットフォーム（外部アクセス機能）に関する通知を发出了した。	×	-	-	-	-	×	-	×	×
外務省	今般のコロナウイルスの感染拡大のような緊急事態の業務継続性、また多様な働き方に対応するための機動性のある環境整備を目指し、自席で使用している各自のPCを外に持ち出し利用できるようなシステム設計を令和2年度末の外務省LANシステムの更改時に実施する予定。政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用の可否につき、検討する。	△	- ※2	-	-	-	△	-	△	△
財務省	2021年度にLAN更改を予定。	△	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 席上端末持ち帰り可能

※2 セキュアブラウザ方式を採用

# 5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改スケジュール ※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○ 導入予定あり △ 検討中 × 導入予定なし - 導入済					
		席上端末持ち帰り	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)等	貸出用端末(タブレット含)	省内メールの送受信	共有フォルダへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	テレワーク実施者向けWeb会議	チャットツール
文部科学省	2022年1月以降	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	2022年システム更改予定 ※政府共通PFのリモートアクセス環境の利用は未定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	府省内LANの一部（リモートアクセス機能を含む）について、2023年度に更改を予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	2019年7月 仕様書作成等支援業者契約 2020年7月 構築事業者調達公告 2021年4月 設計・構築・移行 2022年2月 更改	-	× ※1	× ※1	-	-	-	-	-	-
国土交通省	・2023年2月システム更改予定 ・府省共通プラットフォーム利用は未定	-	-	-	-	-	△	-	-	△
環境省	システム更改時期は2020～2021年度の間。 ※政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は次期システム構築の際に検討予定。	-	× ※1	-	-	-	-	-	-	×
原子力規制委員会	庁内LANシステムを2021年度に更改予定 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は未定	△	○	△	-	-	-	-	-	-
防衛省	2022年度予定（省OAシステム）	○	×	-	-	-	-	-	-	-
導入予定ありまたは導入済の府省庁数		17	10	11	23	22	18	22	20	17

※1 席上端末持ち帰り可能

## 【全体】

- 令和元年度は、本府省庁においても地方部門においてもテレワーク実施職員数が大幅に増加した。職員総数に占めるテレワーク実施者の割合は、本省で約50%（前年度20%弱）、地方部門で4.3%（前年度1.2%）となった。この要因としては、以下の措置や取組が考えられる。
  - ✓ 令和2年2月25日に示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、“企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の奨励、テレワークや時差出勤の推進等”を呼びかける”とされたことを踏まえ、各府省庁においても同様の措置が取られた。
  - ✓ テレワークデイズは、東京2020大会の開催期間を想定した7月22日から9月6日の約1ヶ月半の期間に、本番テストとしてテレワークの集中的な実施の呼びかけがあり、政府が率先して交通量削減に貢献できるよう、各府省庁において計画的な取組が行われた。

## 【課題と今後の対応について】

- ITシステムの課題**：WEB会議を実施するための機材の数等の制約、端末が重く持ち運びが困難、同時接続数に上限、電話料などの費用負担
- 対応**：新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（令和2年3月10日）のなかで『中央官庁において、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施する』とされており、内閣官房IT総合戦略室においては各府省庁にWEB会議システムを提供するなど対応してきたところ。各府省庁においても、補正予算を活用して対応するとともに、システム更改時にテレワーク環境の拡充が計画されている。

## 【課題と今後の対応について】（つづき）

- **実施面の課題**：働き方の新しいスタイルとしてテレワークの活用が当たり前になっていく中で、テレワーク職員の勤怠管理、マネジメント管理、コミュニケーションの取り方、通勤手当精算などの庶務業務の負担増が課題。
- **対応**：令和2年4月7日の緊急事態宣言から5月25日の全都道府県での緊急事態宣言解除まで間、政府においてはローテーション勤務などにより「5割」以上、できれば「7割」の出勤回避を目指した。令和2年度の働き方改革推進強化月間（令和2年7月から9月の間の1カ月以上）の実施方針においては、各府省庁は『ワークライフバランスの推進に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施した出勤回避時の業務の実施状況を検証した上で、業務効率化やテレワーク・フレックスタイム制の活用推進等、業務継続に資する働き方改革への本格的な着手に特に重点的に取り組む』とされており、このような取組を府省庁間で共有していく。
- **地方の課題**：地方支分部局等でリモートアクセスの割当数に制限があること、テレワーク用端末が少ないこと等の理由により、地方支分部局等においてテレワーク可能な職員が一部に限られる。
- **対応**：令和2年度の働き方改革推進強化月間の実施方針において、地方支分部局においても本格的にテレワークが活用できるよう、原則としてテレワークを可能とするための業務プロセスの構築を検討するとされている。具体的な取組として、テレワークに係るハード環境（端末、通信環境等）整備に係る改善計画の策定が挙げられている。